

多賀町ホームページリニューアル業務委託
仕様書

多賀町ホームページリニューアル業務委託要求仕様書

1 事業概要

事業者は次の項目を十分理解し、以降に記載する業務を遂行すること。

(1)

事業名

多賀町ホームページリニューアル業務（以下、「本業務」という）

(2) 目的

本多賀町ホームページは、平成27年度にリニューアルを行ったが、町政情報の増加による階層構造の複雑化や経年に伴う前時代的なデザイン構成、スマートフォンのほか普及する様々な端末による情報取得方法の多様化などへの対応、アクセシビリティへの対応等求められるニーズに対応しきれない部分が発生している。

公募型プロポーザルは、多賀町ホームページが全ての利用者にとって必要な情報を探しやすく、町の魅力が伝わるデザインに刷新するとともに全職員が情報発信を容易に行える環境を再構築し、JIS改正に向けた取り組みにも対応できるようにすることを目的とする。ついで、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず企画提案書やプレゼンテーション内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託候補者として選定する。

(3) リニューアル方針

下記のリニューアル方針に基いて本業務を実施すること。

- i) 多賀町の魅力・特色を町内外へ効果的に発信できる利用者が親しみやすいデザインのホームページであること
- ii) 利用者が必要とする情報に簡便かつ快適にたどりつけるホームページであること
- iii) 高齢者や障がい者を含めた誰もが利用できるホームページであること
- iv) 町民が町のサービスをより身近に利用できる機能を有するホームページであること
- v) どの職員も簡単に情報を掲載でき、均一な完成度となるホームページであること。
- vi) 災害発生等の緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できるホームページであること。

(3) 業務概要

主な業務項目は下記の通りとする。

- i) CMS・システム・サーバ環境の導入・構築・設定
- ii) ホームページの構造・運用設計およびデザイン制作
- iii) 本町独自機能・コンテンツの企画立案・構築
- iv) アクセシビリティへの対応

- v) 現ホームページのコンテンツ移行
- vi) 操作・運用マニュアルの提供
- vii) 操作研修
- ix) 保守・運用支援
- ix)ドメイン取得・保持支援

(4) 履行期間

i) リニューアル業務

契約締結の日から令和8年3月31日まで

ii) 運用・保守業務

新ホームページ公開後から令和13年3月31日

(5) リニューアルオープン日

令和8年4月1日

(6) 対象とする範囲

下記ドメインに含まれるものを対象とする。

・多賀町：<https://www.town.taga.lg.jp/> 配下のコンテンツ

・多賀町立図書館：<https://www.town.taga.lg.jp/akebono/museum/information.html> 配下のコンテンツ

・多賀町立博物館：<https://www.town.taga.lg.jp/akebono/library/reference.html> 配下のコンテンツ

上記のサイトを「<http://www.town.taga.lg.jp/>」ドメイン内で構築するものとする。

また、既存公開サーバで公開しているデータについても次に記載する「公開サーバ」を参照し、本件の対象サイトとして、移行を行うこと。

ただし、多賀町立図書館サイト、多賀町立博物館サイトについて、データ移行のみ行い（CMS管理も行わない）、デザイン流用は可能とし、アクセシビリティ対応などについては対象外とする。

「公開サーバ」

①公開サーバは、ホスティングにてサービスを提供するものとする。

②既存の公開サーバのデータを移行すること。

既存の公開サーバは株式会社キステムが管理を行っており、下記の表の多賀町立図書館、多賀町立博物館および例規集・各種要覧などのページについては、HTMLデータにてアップロードを行っている。

本更新は町ホームページを新公開サーバにて **lg.jp** **でおこない**、他のホームページは **lg.jp** 配

下での新公開サーバでの運用を想定しているため、lg.jp の公開サーバで必要に応じて仮想化やサーバの台数等の調整を行い、既存公開サーバの円滑なデータ移行等（FTP 通信利用可）を行うこと。なお、株式会社システムと協議し、既存の公開ページに影響を与えないよう、設定情報の安全な移行作業を行うこと。ただし、受託業者と株式会社システムのホスティング契約等により本町の DNS サーバを引き継ぐことも可能とする。また、公開サーバの移設について、本町で行う作業がある場合は、事前に明示し必要となるマニュアル等も必要に応じ用意すること。

③1 日 24 時間、365 日稼働できる体制を確保すること。

2 リニューアル業務

ホームページの作成、運用・管理を一元的に行う CMS の構築および必要となる設定を実施し、利用可能な状態にすること。

（1）CMS

ホームページの維持管理を行うための CMS を導入する。CMS を利用するユーザー、カテゴリ名及び階層構造、本町組織情報、ページ生成用の CMS テンプレートを構築及び設定すること。なお、CMS に求める機能は、別紙「機能要件一覧」に示す。

なお、登録アカウント数やページ数の増加によるライセンス料金が発生しない CMS であること。

（2）システム構成

公開サーバ、CMS サーバ及びバックアップ装置を含むすべての機器を本町庁舎内に設置せず、インターネットデータセンター（以下、「IDC」という）を利用した ASP/SaaS 方式とし、機器・ネットワーク回線等の維持管理等の一切を受託事業者が行うものとする。

①サーバ等システム運用に係る機器は、公的資格として、ISO27001 を取得している IDC に設置すること。

②運用に関する問い合わせ窓口、障害受付窓口を用意すること。

③24 時間、365 日、有人にて運用可能な体制を確保すること。

④システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。

⑤サーバダウン等トラブルが発生した場合でもサービス停止が生じないような措置を講じること。

⑥構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。SSL 暗号化通信に対応させること。なお、SSL の更新手続きについては受託者が責任を持って行うこと。

(3) ネットワーク

- ①ストレスなく利用できるよう、100Mbps～1Gbps のインターネット回線（共有可）を有すること。
- ②災害時等緊急の場合を除き、基本的に CMS へのアクセスについては、特定のグローバル IP アドレスのみを許可する等、第三者からのアクセスによるホームページの改ざん等を防止し、安全性に考慮して運用できること。

(4) 職員端末

庁内ネットワークに接続された次の環境のクライアント端末よりブラウザのみで利用可能で、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。

OS : Windows10 (64bit) 以降
ブラウザ : Microsoft Edge

(5) 機能要件

別紙「機能要件一覧」可否を記入すること。なお、各機能について説明が必要な場合や、代替案で実現する場合はその内容を記入すること。

(6) セキュリティ対策

- ①サーバについては、ウィルス駆除ソフトにより、常に最新バージョンを維持して感染を防止すること。また、最低一日に一回は全コンテンツ（添付ファイル含む）のウィルスチェックを行い、ウィルスを発見した場合は、速やかに駆除すること。
- ②ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行ったうえで導入すること。
- ③情報漏えい対策が十分にとられていること。
- ④異常または障害が発見された際には、直ちに本町へ連絡すること。また、障害発生時には、原因を調査の上、報告書を提出すること。
- ⑤運用するサーバおよびアプリケーションは、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の脆弱性がないこと。また、OS やアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、早急にセキュリティパッチを適用するなど、原則、追加の費用なしに修補すること。

(7) アクセシビリティ

- ①JIS X 8341-3:2016 の等級「AA」に準拠したウェブコンテンツを作成することを原則とする。ただし、現行データの仕様等の理由で、一部コンテンツを除外する場合がある。
- ②アクセシビリティの評価については、総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール（miChecker）を用いた試験を行うこと。また、ホームページ公開後、同試験結果をペ

ージ内で公開すること。

③試験の対象は、JIS X 8341-3:2016 及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の求める「2.3 選択方法の選び方の目安」にある「b.ランダムに選択する場合」と「c.ランダムでない方法で選択をする場合」を合わせて、30 ページ以上とする。

（８） ホームページ構造設計

現行ホームページの課題を分析し、利用者にとっての使いやすさを最優先として、サイト構造設計を行うこと。パソコンからだけでなく、スマートフォンでも閲覧可能なウェブサイトとすること。

①利用者にとっての使いやすさ、情報の探しやすさを優先し、タイトルからコンテンツの内容が想像できるラベリング・設計を行うこと。

②主要な情報以外も、トップページやメニューページ、末端ページから複数の導線でアクセスできるように配慮して設計すること。

③メニューなど新ホームページで必要なページを新規作成すること。

（９） デザイン

現行ホームページの課題、リニューアルの目的等を分析し、トップページのデザイン案を作成し構築すること。また、中ページ・詳細ページのデザイン案も作成すること。

①ホームページのデザインについては、アクセシビリティ、ユーザビリティ等を考慮すること。

②ウェブサイトとして、標準化・統一化されたデザインとすること。

③多賀町の地域特性などを反映した「多賀町らしさ」が伝わる親しみやすいデザインとする。

④デザインを作成するうえで必要な画像、アイコン等はすべて受託事業者が用意すること。ただし、本町が持っている写真等も活用できるものとする。

⑤軽微なデザインの追加・修正・変更は、あらかじめ保守費用に含め、保守・運用の中で対応すること。

⑥生成後のページは、各種ブラウザでレイアウトが崩れないようにすること。

（１０） テンプレートの作成

作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計、開発を行うこと。業務用途に応じた複数のテンプレートを作成すること。

（１１） コンテンツ移行

①本町と協議のうえ、現行ホームページからのコンテンツ移行ルールを作成し移行すること。

②移行の実施にあたり、本町職員の負荷を最低限とする方法をとること。

③移行対象とするコンテンツは、1－（7）記載の範囲とする。

ページに添付されている PDF などのファイル、画像についても移行すること。

現行 CMS 上にある公開ページ 約 950 ページ

サーバ全体データ容量 約 35GB

うち PDF・画像等 約 4.3GB

多賀町立図書館・博物館 約 541MB

⑤現行 CMS 上にある公開ページをアクセシビリティガイドラインに基づき修正すること。

⑥移行ルールに従ってデータ移行がなされていることを確認すること。

（1 2）操作・運用マニュアル

①ホームページを作成する際に一般的に必要な知識、注意すべき事柄を説明するための運用マニュアルを作成すること。

②CMS の操作方法について「運用マニュアル」および、システム管理者、承認者、作成者別に操作マニュアルを作成すること。なお、特別な知識を持たない一般職員でも、内容を見ただけで操作ができるよう、本町独自にキャプチャ画像を表示し、わかりやすい表現で記述された操作マニュアルであること。

（1 3）操作研修

システム管理者、承認者、作成者を対象に、導入時に CMS 操作研修を実施すること。

開催時期等については本町と協議の上、柔軟に対応すること。

①作成者向け操作研修。 対象者：100人程度（20人×5回）。

②承認者向け操作研修。 対象者：20人程度（20人×1回）

③システム管理者向け操作研修。 対象者：5人程度（5人×1回）

なお、研修実施における会場、操作端末などは本町が準備する。

また、導入時のみならず、作成者及び承認者向けの操作研修(20名程度)を毎年実施し、その費用は運用・保守費用に含めること。

（1 4）IDC

本業務におけるサービスは、別紙「データセンター要件」を満たした IDC より提供すること。なお、要件を満たせない項目がある場合は、提供資格を有しないものとする。

3 運用・保守業務

（1）運用管理

本業務におけるサービスは、別紙「データセンター要件」を満たした IDC より提供すること。なお、要件を満たせない項目がある場合は、提供資格を有しないものとする。

①OS・ブラウザのバージョンアップに対応すること。

- ②アクセスログを取得すること。
- ③安定した運用サービスの提供のため、機器、OS、ミドルウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成（機器構成、接続構成）などについて、構成管理を行うこと。
- ④本町職員から本システムに関する各種問い合わせに対応すること。
- ⑤本町担当者では回答できない技術的な問い合わせも個別に対応すること。
- ⑥システム異常通知があった時には、業務責任者の管理のもと、すみやかな問題解決を図ること。また、メール等により異常を検知出来るシステム構成とすること。

（２） システム保守

システムの安定的運用をはかるため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。

- ①ソフトウェアに対して、OS 等のパッチ適用、バージョンアップを行うこと。
- ②設備・機器に対して、定期点検を行い、ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。

（３） システム運用

- ①システム監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
- ②異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。
- ③具体的な監視項目は以下の通りとする。
 - ・ネットワーク稼働監視
 - ・ネットワーク負荷状況（トラフィック）
 - ・サーバの稼働監視
 - ・プロセス監視（OS 系、アプリケーション系）
 - ・ログ監視
 - ・サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク）
- ④サーバ及び運用管理端末のコンピュータウィルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常を実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。ウィルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。
- ⑤具体的なチェック項目は以下の通りとする。
 - ・不正侵入検知（ワームや Dos 攻撃等の不正なパケットの検出）
 - ・サーバ上のファイルの改ざん検知を行うこと。
- ⑥障害時の早期回復のため、1 日 1 回以上バックアップを行うこと。
- ⑦バックアップデータは日次 5 世代管理すること。
- ⑧計画停止の際は、やむを得ない場合を除き以下の予定で本町へ連絡すること。
 - ・利用者側（住民側）：3 週間前
 - ・管理者側（職員側）：1 週間前

- ⑨不正侵入、障害を検知した場合はすみやかに本町へ報告し、対策を講じること。
- ⑩セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、すみやかに本町に報告すること。

（４） 障害対応

障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。

障害が発生した場合は、本町に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、本町が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。

- ①障害発見時には迅速に関係者へ連絡を行うこと。
- ②データセンターにおいて障害の一時切り分けを実施すること。
- ③稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- ④障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

（５） 問い合わせ対応

原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。ただし、緊急時は、本町と協議の上対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本町と協議の上、確実に実施すること。

問い合わせの受付／回答手段は、電話、FAX、電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

（６） コンテンツ保守

本稼働後、保守費用の範囲内で以下の対応を行うこと。

- ①CMS テンプレート管理外の文言変更、画像変更等の軽微な修正。
- ②大災害発生時、インターネット回線の切断等により本町から CMS にアクセスできなくなった場合、必要なページの作成・更新作業等、必要なページの作成・更新作業等、必要な支援。
- ③機構改革に対する設定変更の支援。

（７） 継続的な運用支援

- ①提供業者は、ホームページの利用状況を記したレポートを 6 箇月ごとに提出すること。
- ②レポート提出にあたり、運用方法や提供情報の改善提案を行うこと。
- ③最新の技術の提案や情報発信のあり方について、継続的な支援を行うこと。

4 納品

（１） 納品物

本業務完了後、履行期限までに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、文書データを CD-R などの電子媒体 1 枚にまとめて保存の上、納品すること。

- ①サイトマップ（電子媒体）
- ②コンテンツ移行記録
- ③システム管理者向けマニュアル（電子媒体）
- ④運用マニュアル（電子媒体）
- ⑤研修用マニュアル（印刷物：必要部数）
- ⑥業務完了届（印刷物：1 枚）

5 その他業務遂行上の留意点

（１） 再委託

受託事業者は、デザイン、設計、データ移行、公開、保守など各工程を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本町の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

（２） 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

（３） 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ①本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本町に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ②業務の成果品等に、受託業者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本町は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ③受託者は、本町に対し、当該業務にかかる著作物について著作権人格権を行使しないものとする。
- ④受託業者は、下記の要件を満たした上で、町ホームページの運用に必要な環境を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで提供し、令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日まで提供する事を前提に運用にかかわるすべての費用を年度単位で提示をすることとする。